

守広第 25 号の 2
平成 27 年 7 月 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

守口市長 西端 勝樹

2015 年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。

(人事課)

正規職員が本来担うべき業務場所については、非正規化、委託化等を行わないよう努めています。

今後も業務内容を見極めて職員の配置を行ってまいります。

また、職員数の確保については、住民サービスの低下を招かないように適正な人数を確保してまいります。

2. 国民健康保険・医療について

- ① 今年度から低所得者支援として全国で 1700 億円、大阪では 150 億円（大阪府談）が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより 1 人 5 千円の財

政効果がある（＝引下げられる）としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

（保険課）

今年度から保険者支援制度が拡充されたことから、それを考慮し、当該予算を計上しており、国民健康保険料の引き下げのための財源となっております。さらなる一般会計独自繰り入れについては、平成26年度において、総額で約7億1千万円の基準外繰り入れを実施いたしました。しかしながら国民健康保険が、特別会計として位置付けられており、その歳入財源は国庫負担等と国保加入者の保険料で賄われる制度であることを踏まえ、また、平成30年度から大阪府による財政運営が行われることから、保険料引き下げのための繰入金については、慎重に対応してまいりますので、ご理解をお願いします。

減免制度につきましては、窓口において、その周知を図るとともに、被保険者の生活実態、健康状態、就労状況など個々の実情をよく確認した上で、生活保護基準に基づき算定した額との比較や失業、業績不振などを理由に、適切に減免を受け付けしており、今年度においては、さらにきめ細かい対応を実施しているところです。

一部負担金につきましては、平成22年9月の厚生労働省通知により平成24年4月から見直しを図ったところで、窓口でその周知を図っております。今後は、これらの基準を基に公平性を図る観点から、慎重に取り扱ってまいります。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもと

づき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年 11 月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

（保険課）

短期被保険者証及び資格証明書については、国民健康保険料が長期に亘り未納となっている被保険者に対して交付しているものであり、滞納者への対策として今後も必要と考えておりますが、今後とも適宜、滞納者との接触を図ってまいります。

なお、短期被保険者証及び資格証明書が交付されている世帯の子どもについては、国の通知において示された基準に沿って、6 ヶ月を有効期限とする短期被保険者証を交付しているところです。

（保険収納課）

滞納処分の実施については法令遵守することは基より、強制徴収よりも自主納付の方が望ましいという観点から、むやみに実施することのないように、過去の納付相談記録等を十分に勘案し、面談の機会を得た場合は、詳細な生活実態の把握に努め、生活困窮に陥らせることのないように細心の注意を払って実施しております。

無財産・生活困窮状態が明らかである場合は、滞納処分の停止を視野に入れて、生活保護受給者につきましても、適切に対応するように心掛けております。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

（保険課）

国や府から発出されている通知につきましては、本市の文書取扱規定等に基づき適切に整理・保管をしており、全ての係員が閲覧できるようにしております。また、年度初めに担当者に変更があった場合でも、速やかに引き継ぎや課内での研修を行い、法令・通知等に基づいて、事務事業を執行しております。

なお、特に重要な制度改正等の通知につきましては、通知内容を課内で回覧に付すなど、周知の徹底に努めております。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。
生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担

当課にも周知徹底すること。

滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。

(保険収納課)

滞納世帯との納付相談の際、生活困窮が顕著である世帯につきましては、生活保護担当課への相談を促し、生活保護受給者に対しては滞納処分の停止を行い、借金を抱えている滞納者に対しては債務整理などの窓口を教示するように心掛けております。

また、滞納処分に関わっての通知等の情報については、必要の範囲内で共有していくよう努めてまいります。

- ⑤ 今年度から「財政共同安定化事業」1円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。

(保険課)

本市における「財政共同安定化事業」1円化による影響につきましては、現在、交付金超過を見込んでおりますが、医療給付費の推移によっては、負担金超過となる恐れがあると認識しております。

当該事業の一層の拡大については、市町村単位で国民健康保険事業を運営、継続していくことが困難である現状において、非常に意義があるものと考えております。しかしながら、従前から市町村によっては大幅な交付金超過があるなど、市町村間に格差があることを踏まえ、より平準化された事業となるよう府に要望してまいります。

- ⑥ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

(保険課)

本市においては、子ども医療費、ひとり親家庭医療費、障がい者医療費及び老人医療費への助成を実施していることにより、国から交付される療養給付費等負担金が減額されています。子ども医療費を除く負担金の減額分については、大阪府から、その2分の1が補助金として交付され、残り2分の1を市の一般会計から繰り入れることにより補填されています。

負担金の減額措置の廃止については、これまでも国に対して要望を行ってきたところであり、今後も引き続き要望してまいります。

- ⑦ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンタ

一に常時配架する。

(保険課)

現在、大阪府のホームページにおいて無料低額診療事業について案内されており、本市におきましても低所得者等で経済的な理由により適切な医療を受けることができない方々に対して、ホームページで案内しているところです。

窓口での案内につきましても、順次努めてまいりたいと考えています。

- ⑧ 和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。(和歌山市は半減助成)

(子育て支援課)

本市においては、中学校卒業までの児童に対し、入院時の食事療養費にかかる自己負担額を助成しております。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。特定検診の追加項目として、認知症検査を導入すること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(高齢介護課)

認知症の対策として、認知症の状態に応じた適切なサービスの構築や、早期診断、早期対応する認知症初期集中支援チーム等の設置に向け、地域包括支援センター、三師会、介護保険事業所など各関係機関との協議・調整を図っているところで、今後、認知症検査については、先例市の事例を調査・研究してまいります。

(健康推進課)

守口市では、従来の市民健診とほぼ同様の健診を実施するため、特定健診の内容だけでなく、市独自の検査項目も追加しており、胸部レントゲン検査も肺がん検診として同時実施しております。

その費用については、各医療保険者が設定している料金を負担していただいておりますが、守口市国民健康保険に加入されている方、15歳～40歳未満の

方及び15歳以上の生活保護受給者の方は無料にて実施しております。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。胃ガン検診の方法について、バリウム検査だけでなく、内視鏡検査でも実施できるようにすること。

(健康推進課)

守口市では、がん検診等のうち子宮・肺・前立腺・乳がん（超音波検査）及び肝炎ウイルス検診につきましては、特定健診と同時実施が可能となっております。また、大腸がん検診の検体容器も特定健診受診時にお渡ししております。

がん検診負担額につきましては、受益と負担、府下各市の検診負担額との均衡及び広く受診していただける範囲等を考慮して金額を設定しております。

胃がん検診については、厚生労働省の「がん検診実施のための指針」に基づき、実施しております。今後、厚生労働省の「がん検診のあり方に関する検討会」による見解を踏まえ、胃がん検診のあり方を研究してまいりたいと考えております。

- ③ 特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

(健康推進課)

守口市では、従来より市民健診を集団検診で実施しており、市民健診の結果や問診項目などから、守口市の循環器死亡に関係する因子や寝たきりの原因疾患、喫煙と死亡率の関係などを経年的に分析してまいりました。その分析を踏まえ、守口市健康増進計画において、健康で元気なまちづくりに向けて、「禁煙の推進」「食事の塩分制限（高血圧対策）」「運動習慣の定着」の3つを重点項目として位置づけ、健康教育などを実施しています。

- ④ 人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成をすること。

(健康推進課)

市民保健センターでの集団直営方式を基本に、高齢者医療の確保法や健康増進法等の規定以上の各種健康診査事業（がん検診も含む）を実施しておりますことから、人間ドック助成につきましては現在のところ実施の検討はしていません。

- ⑤ 日曜検診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託し

ている医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

(健康推進課)

守口市では、仕事等により平日の特定健診の受診が困難な方につきましては、土日の予約健診も実施しております。

健診受診歴のデータ確認、胸部レントゲン装置を含む各種検査機器の管理及びがん検診の同時実施等の様々な条件を考慮しまして、当面の間、現行の保健センターでの集団定点方式で実施してまいりたいと考えております。

委託しています乳がん検診のマンモグラフィ検査につきましては、検査予約を保健センターで行うなど、医療機関の事務的な負担をすでに軽減しています。

4. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、平成19年3月28日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がなされていない実態が明らかとなり、平成27年2月18日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

(障害福祉課)

障害者の介護保険サービス利用については、介護保険サービスが優先となっておりますが、障害者の自立生活を支援する上で、サービス内容や機能から介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービスにつきましては、障害者総合支援法によるサービスをはじめ、各種サービスを総合的に組み合わせたケアプランに基づき、支給決定を行うよう努めてまいります。

- ② 障害福祉の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は65歳を越えても無料とすること。

(高齢介護課・障害福祉課)

国における社会保障制度に位置付けられている介護保険制度で、65歳以上の第1号被保険者は、介護保険を優先することとなっており、介護保険制度上、利用者様の1割負担分はやむを得ないと考えます。

なお、障害者の福祉サービス利用者で、かつ、住民税非課税世帯の場合は、

利用料が無料となっております。

5. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(生活福祉課)

本市におきましては、平成 16 年以降は社会福祉士、精神保健福祉士及び手話通訳士等の有資格者を配置して、資質の向上を図り本制度の適正な運営に努めております。

また、生活保護の実務を担当する職員が、利用者の立場に立って相談援助を行えるよう定期的にケース研究会を開催し意識の向上を図り対応しております。

また「対人援助のあり方」について、外部から講師を招き研修を実施しております。

併せて所外で実施される研修にも積極的に参加するよう努めております。

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(生活福祉課)

従来より面接相談時に利用者に対し「保護のしおり」を活用し丁寧に説明しているところです。

また、相談時には内容を十分お伺いしたうえで、制度の内容を説明し、保護が必要と思われる方に対しては申請書と併せて「保護のしおり」もお渡しし、制度の利用に供しているところです。

「しおり」・申請書については、常時配架はしていませんが、申し出ていただいた際は、お渡ししております。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013 年 11 月 13 日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保する

こと。

(生活福祉課)

申請前の指導は、従前よりいたしておりません。就労支援につきましても、就労阻害要因を総合的に把握し無理な経済的自立だけでなく、日常生活自立・社会的自立の観点からも戸別に支援プログラムを策定し、就労支援員によるカウンセリングを中心に被保険者の就労を阻害する問題の解決やスキルアップに向けた支援の援助・強化を図り、支援対象者一人一人の特性・要望・事情等を踏まえた支援を実施しており、就労指導の強要行っておりません。

また、就労支援の一環として、求人開拓員を配置し、求人情報収集を行うことでニーズを積極的に開拓しています。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。
移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

(生活福祉課)

交通費の支給は、法及び実施要領の趣旨に沿った内容で吟味し、適正な運用を行っております。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

(生活福祉課)

医療機関等の理解と協力を得、緊急時の救急体制と連絡体制の改善を図り、休日、夜間等の緊急時に対応しております。「医療証」等の発行においては今後とも関係機関とも協議し、検討を重ねてまいりたいと考えています。

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(生活福祉課)

本市は公共交通機関が利用しやすい立地条件にあることから、一定の要件のもと保有を認められる障害者以外の自動車の保有は認めておりません。

しかしながら、保有を容認しなければならない事情等がある場合は、法及び実施要領に従い保有の可否を検討しますが、画一的な取扱いにならないよう努めてまいります。

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(生活福祉課)

暴力団員等による不正受給をはじめとする不正受給の防止、貧困ビジネスなどによる受給者の被害の防止、また緊急に支援を要する人の早期発見を目的に「生活保護適正化情報ダイヤル」を設置しております。生活保護制度実施の適正化の為に実施しているものです。

- ⑧ 介助扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

(生活福祉課)

介護扶助につきましては、介護扶助運営要領に基づき適正に取り扱っております。

また、ケースワーカーがケアプランに不当に介入したり、指導を行うようなことは、従来より行っておりません。

6. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2014年4月段階で1)全国1742自治体中986自治体(56.4%)が完全無料、2)1373自治体(78.8%)が所得制限なし、3)930自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201自治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

(子育て支援課)

本市においては、平成27年4月1日より、所得制限の撤廃、通院について中学校卒業まで対象年齢を拡大し、子ども医療費助成制度を拡充いたしました。

対象年齢拡大、所得制限撤廃及び無料化につきましては、従前より、大阪府に対して制度の拡充、国に対して制度の制定を要望しているところです。

今後、大阪府及び国に対し、引き続き、制度の拡充等を強く要望してまいります。

- ② 妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

(健康推進課)

妊婦健診の助成金につきましては、平成26年度の91,000円から本年度より全国基準を上回る120,000円(14回)へ増額いたしました。

また、妊娠している女性が歯周病に罹患している場合、低体重児及び早産の危険度が高くなることも指摘されているため、本年度より妊婦歯科健診(1回)も実施しています。

- ③ 就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以内」より高いものとし所得でみること。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定新申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年8月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

(学校教育課)

本市における就学援助費認定基準額は、標準生計費を基に税金や社会保険料を加味し、設定していた基準額を基礎とし、大阪市における消費者物価の増減により算出していることから、今般の生活保護基準引下げの影響はありません。

この認定基準額ですが、毎年度見直しを行い、その額が確定するのが2月下旬となることから、申請書等を4月上旬に配付し、5月末までに提出いただいております。

その後、家族構成や所得の確認を行い、就学援助費の1回目の支給を9月に行っておりますが、支給時期につきましては、出来る限り早い時期にできるように研究したいと考えています。

なお、本市における就学援助費の手続きにつきましては、以前より学校以外に市教育委員会でも手続きいただいているところです。

また、本市における就学援助費認定において、持家と借家で差をつける基準は設けておりません。

- ④ 「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

(こども政策課)

新婚・子育て世帯の家賃補助については、大阪府や他市の動向、制度の実施による効果の持続性などを慎重に見極めながら、研究してまいりたいと考えております。

また、子育て家庭への支援については、就学前教育・保育施設などの利用者だけでなく子育て相談や一時保育などのサービスの充実など在宅で子育てしている家庭への支援にも努めていきたいと考えていますが、本市独自の「こども手当」については考えておりません。

- ⑤ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査（三食食べているか、何を食べているのか等）を行い、その結果必要であればモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）の導入を検討すること。

（保健給食課）

中学校給食の導入につきましては、保護者及び学校関係者から「守口市立中学校給食懇話会」での議論あるいは保護者・生徒アンケートの結果を踏まえ、「守口市立中学校給食導入検討委員会」での検討結果を基に、守口市中学校給食実施方針を策定いたしました。

実施方式については、選択制のデリバリー方式で、平成26年1月から給食事業を開始し、現在第三中学校を除く6校で、行っているところです。

献立につきましても、中学生の栄養価を満たせるよう主食1品、副食4品を使用した献立となっております。

- ⑥ 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

（子育て支援課）

本市では、母子・父子等の経済的な自立を促すため、母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供や指導、相談を行い、母子家庭等高等訓練促進給付金等の支給事業を実施しております。

また、大阪府の母子・父子・寡婦福祉金貸付制度の利用を促し、子どもの修学や就学支度などの支援をしております。

今後、ひとり親世帯などの生活支援策については、大阪府や他市の状況を参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

- ⑦ 公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること。

(こども政策課)

少子化の進行による児童数の減少や私立幼稚園の認定こども園への移行による保育枠の確保などが見込まれることから、今後の就学前教育・保育サービスは、民間事業者からの提供を基本に考えております。公立の幼児教育保育施設にあっては、民間事業者の誘致も視野に入れながら、3箇所認定こども園に集約する考えであり、民間事業者と力を合わせて、一刻も早い待機児童の解消に努めてまいります。

その上で、公立認定こども園につきましては、セーフティネットとしての役割を確保しながら、サービスのさらなる充実を図ってまいります。